

新宿区 若年がん患者 在宅療養支援事業

新宿区では、がんで療養する40歳未満の方が、住み慣れた自宅で安心して療養生活を送ることができるように、在宅介護サービス、福祉用具貸与等の在宅療養にかかる費用の一部を助成します。

助成の対象となる方

右の条件の
すべてに
該当する方

- ◆申請日とサービス利用日の両時点で区に住民登録がある40歳未満の方
- ◆介護保険制度において、がんを原因として認定を受ける場合と同等の状態と医師が判断した場合で、在宅生活の支援や介護が必要な方
- ◆他の制度や事業で同等の助成または給付を受けることができない方

助成対象となる内容と助成金額 * (2)～(5)は選択によります

	サービス内容		助成割合	助成上限額
(1)	主治医意見書（発行に係る費用）		10割	5,000 円
(2)	ケアプランの作成（＊）			15,000 円/月 (初月のみ 25,000 円)
(3)	居宅サービスの利用（＊）	訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、定期巡回・随時対応型居宅介護看護、夜間対応型訪問介護	9割	(3)(4)合算で 54,000 円/月
(4)	福祉用具の貸与（＊）	手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、車いす（付属品込）、特殊寝台（付属品込）床ずれ防止用具、体位変換機、移動用リフト、自動排泄処理装置、徘徊感知器		
(5)	福祉用具の購入（＊）	腰掛便座、簡易浴槽、入浴補助用具、排泄予測支援機器、自動排泄処理装置の交換用部品、移動用リフトのつり具部分		90,000 円/年

※ 生活保護受給者、住民税非課税世帯の方は、(3)(4)については合算で60,000円/月、(5)については100,000円/年を限度額として助成します。

利用の主な流れ

利用申請

サービス等を利用する前に、利用申請書および主治医意見書を下記申請窓口へ提出してください。

利用決定

申請書類を審査し、本事業の利用決定を行います。利用が認められたときは、利用決定通知書を送付します。

サービスの利用

対象者が介護事業所等と契約し、必要なサービス等を利用してください。

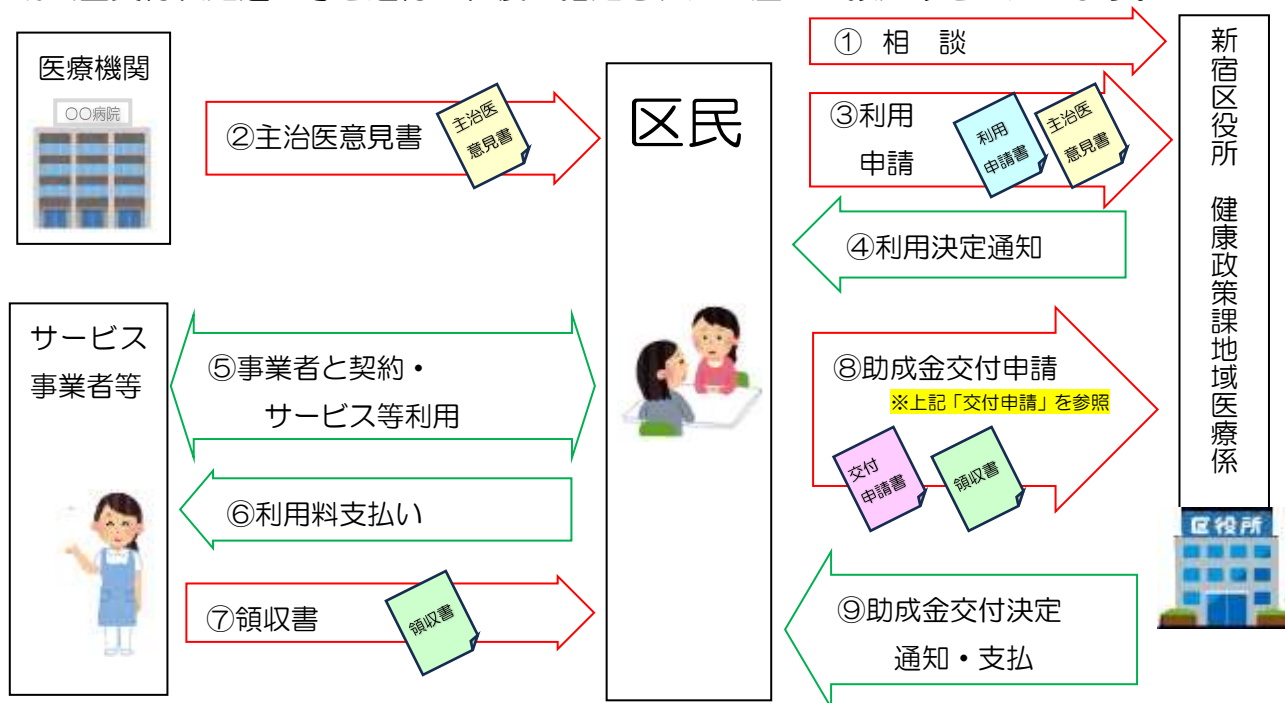
利用したサービス等の費用については、一旦全額を自己負担していただきます。介護事業所等から、領収書や明細書（あて名・支払った日・金額・サービス内容等が記載された書類）を必ず発行してもらってください。

交付申請

①「新宿区若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書」、②サービス等利用時の領収書（原本）、③利用したサービス等の内容がわかる明細書等（領収書でサービス内容が確認できない場合のみ）を持参または郵送で窓口へ提出してください。（月毎に申請可）

交付決定・助成金の支払

提出していただいた書類を審査し、交付決定を行います。助成金の交付が決定したときは助成金交付決定通知等を送付し、後日指定された口座にお振込みをいたします。



申請窓口・問い合わせ

〒160-0022

東京都新宿区新宿 5-18-21 新宿区役所第2分庁舎分館

新宿区健康部健康政策課地域医療係

電話：03-5273-3839 FAX：03-5273-3876

令和7年4月